

令和8年度松江市介護保険事業者集団指導（第1回）の質問・相談案件（令和8年7月末日までに対応したもの）

連番	質問・相談をされたサービスの種別	質問・相談	回答
1	訪問看護	令和8年度診療報酬改定で特別管理加算の対象となった、「在宅難治性皮膚疾患処置指導管理」は現在のところ介護保険では対象にならないと考えてもよいか？	ご質問の報酬は、介護報酬では対象になっていません。 令和8年4月の診療報酬改定に合わせて、診療報酬と介護報酬が同様の取扱いとされているものは、処遇改善加算（診療報酬ではベースアップ評価費）を除けば、現時点では「DtoPwithN」のみです。
2	福祉用具	通信機器を備えた福祉用具について、現在審議中との事だが、その審議の結果は改めて通達があるか？ 可能であればTAISコード等で保険レンタルの可否がはっきりわかるようになるかと有難い。 又、今後新しく発売される商品についてレンタルの可否を確認したい場合の確認方法（電話、fax、その他）も教えていただきたい。	新たな通知等があった際には、可能な限り集団指導で取り上げたいですが、令和8年3月30日の給付費分科会以降、福祉用具に関して新たにリリースされている情報はありません。 また、TAISコードでのレンタルの可否も含め、今後発売される商品のレンタル可否がどの様にリリースされるかは現時点では判断しかねます。 前述のレンタルの可否に拘わらず、報酬告示の際にリリースされる福祉用具に係るご質問は、介護保険課給付係（(0852)55-5933）でお受けします。
3	地域密着特養	中山間地域の事業所が次回の介護保険改定で緩和されると認識しているが どのような仕組みになるのか？ 事業継続計画を行う上で早めに知りたい。	令和8年4月3日に、令和9年4月に改正（見込み）される介護保険法に「過疎地の介護体制を維持するため特定地域サービスを盛り込む」ことが閣議決定されました。「特例地域サービス」では『人員配置基準の緩和』『訪問介護への定額（包括）報酬の導入』などが盛り込まれると予想されますし、「特定地域居宅サービス」では給付に代えて地域支援事業費（委託）での事業実施などが予想されますが、令和8年6月29日に開催されました厚生労働省介護給付費分科会においては、「今回の制度改正を踏まえた、中山間・人口減少地域のサービス提供体制に係る事項や、高齢者住まいに対するサービス提供の在り方に係る事項については、別途の回で議論いただくことを想定」とされています。 また、令和8年6月29日までに開催された介護給付費分科会や介護保険部会においても、前述の閣議決定について具体的な内容は示されていないものと考えています。 これらにより、現時点にお伝えできる具体的な内容はありますが、今後の給付費分科会や介護保険部会の内容を注視し、可能な限り集団指導等を介して周知いたします。
4	小規模多機能型居宅介護	カスタマーハラスメントに関する松江市の対応。 事業所で困った時、松江市に相談に乗ってもらえなかったことがある。	カスタマーハラスメントに対応する法律としては、この度改正された労働施策総合推進法があります。 労働施策総合推進法では、 ①事業主は、顧客、取引相手、施設利用者（以下「顧客等」と記す）からの社会通念上限度を超えた言動に対し、適切に対応するための体制、当該顧客等言動への対応の実効性を確保するために必要な抑止のための措置を講じなければならない（義務）。 ②事業主は、顧客等から社会通念上限度を超えた言動についての相談を労働者から受けたことを理由に、その労働者に不利益な取扱いをしてはいけない（義務）。 ③労働者は事業主が講じた措置に協力しなければならない（努力義務） が定められています。 カスタマーハラスメントに限らず、ハラスメントは、それが生じている所（高齢者事業・介護事業の場合、事業所や施設）で解決するというのが大原則になると考えます。そのことから、事業主側の早めの手立てが重要だと考えます。特にカスタマーハラスメントについては、労働施策総合推進法に基づき、前述①～③の内容を事業主（法人や事業所等）が指針等を定め、毅然とした対応をされることが重要だと考えます。また、予防策として、ポスターやチラシなどを掲示するといった方法もあります。 更に、顧問弁護士がおられる場合は、相談を試みられてはいかがでしょうか。 今後、市では介護保険最新情報Vol.1508に基づき相談等をお受けすることはあります。一方で、市は事実確認をしたり、一般的な助言をするなどのアドバイザー的役割になることもありますのでご理解ください。 「カスタマーハラスメントの対応」については集団指導（第2回）で、労働施策総合推進法の視点で書いていますので参考にしてください。

連番	質問・相談をされたサービスの種別	質問・相談	回答
5	通所介護	自宅訪問時にケアマネが殺される事件があったが松江市の対応は？松江市の事例は？ 第3回まで待たずに早急な対応が必要と思われる。	今回の事案はカスタマーハラスメントに起因するとされています。厚生労働省が整理した対応が介護保険最新情報Vol1508に示されております。松江市介護保険課も同様の考えです。 松江市内において今回と同様の事案は確認していませんが、カスタマーハラスメントに相当するであろう事案はあるものと考えています。 カスタマーハラスメントに対応する法律は、この度改正された労働施策総合推進法があります。 労働施策総合推進法では、 ①事業主は、顧客、取引相手、施設利用者（以下「顧客等」と記す）からの社会通念上限度を超えた言動に対し、適切に対応するための体制、当該顧客等言動への対応の実効性を確保するために必要な抑止のための措置を講じなければならない（義務）。 ②事業主は、顧客等から社会通念上限度を超えた言動についての相談を労働者から受けたことを理由に、その労働者に不利益な取扱いをしてはいけない（義務）。 ③労働者は事業主が講じた措置に協力しなければならない（努力義務） が定められています。 カスタマーハラスメントに限らず、ハラスメントは、それが発生している所（高齢者事業・介護事業の場合、事業所や施設）で解決するというのが大原則です。そのことから、事業主側の早めの手だてが重要だと考えます。特にカスタマーハラスメントについては、労働施策総合推進法に基づき、前述①～③の内容を事業主（法人や事業所等）が指針等で定め、毅然とした対応をされることが重要だと考えます。また、予防策として、ポスターやチラシなどを掲示するといった方法もあります。 更に、顧問弁護士がおられる場合は、相談を試みられてはいかがでしょうか。 「カスタマーハラスメントの対応」については集団指導（第2回）で労働施策総合推進法の視点で書いています。参考にしてください。
6	居宅介護支援	介護支援専門員更新研修についての最新情報を知りたい。 介護支援専門員が傷つけられる事故があり、不安を感じた。そのようなハラスメントからケアマネを守るための行政や警察などの具体的な策があれば知りたい。	介護支援専門員の「更新制の廃止と研修の見直し」については、令和9年4月の「社会福祉法等改正」の一環として、現在、厚生労働省介護保険部会で丁度議論がされています。 現在の状況については、令和8年6月29日の介護保険部会で示された「社会福祉法等の一部を改正する法律の広報資料について」をご一読いただけると助かります。 今回の埼玉県でのケアマネー刺殺事件はカスタマーハラスメントに起因するとされています。厚生労働省が整理した対応が介護保険最新情報Vol1508に示されております。松江市介護保険課も同様の考えです。 松江市内において今回と同様の事案は確認していませんが、カスタマーハラスメントに相当するであろう事案はあるものと考えています。 カスタマーハラスメントに対応する法律は、この度改正された労働施策総合推進法があります。 労働施策総合推進法では、 ①事業主は、顧客、取引相手、施設利用者（以下「顧客等」と記す）からの社会通念上限度を超えた言動に対し、適切に対応するための体制、当該顧客等言動への対応の実効性を確保するために必要な抑止のための措置を講じなければならない（義務）。 ②事業主は、顧客等から社会通念上限度を超えた言動についての相談を労働者から受けたことを理由に、その労働者に不利益な取扱いをしてはいけない（義務）。 ③労働者は事業主が講じた措置に協力しなければならない（努力義務） が定められています。 カスタマーハラスメントに限らず、ハラスメントは、それが発生している所（高齢者事業・介護事業の場合、事業所や施設）で解決するというのが大原則です。そのことから、事業主側の早めの手だてが重要だと考えます。特にカスタマーハラスメントについては、労働施策総合推進法に基づき、前述①～③の内容を事業主（法人や事業所等）が指針等で定め、毅然とした対応をされることが重要だと考えます。また、予防策として、ポスターやチラシなどを掲示するといった方法もあります。 更に、顧問弁護士がおられる場合は、相談を試みられてはいかがでしょうか。 「カスタマーハラスメントの対応」については集団指導（第2回）で労働施策総合推進法の視点で書いています。参考にしてください。

連番	質問・相談をされたサービスの種別	質問・相談	回答
7	福祉用具	介護業界は必要書類が多すぎる。もう少し簡素化できないか？	福祉用具も含め、介護事業所（施設）が行う手続きのうち、新規申請、更新申請、体制届（加算届）は介護保険法施行規則、厚生労働大臣省令等（基準省令、報酬告示）で必要な書類と手続きが定められているため、それを順守していただくことになります。また、福祉用具販売の必要書類も、介護保険法施行規則に定められています。 一方で支払いに関しては、各自治体の会計ルール等に基づいた書類が必要になります。 介護保険事業は公費で賄われる部分が多いことから、これらの手続きやルールがあることをご理解ください。
8	居宅介護支援	カスタマーハラスメント対応について具体例を挙げてください。	カスタマーハラスメントに限定はされていませんが。令和2年度に厚生労働省が「介護現場におけるハラスメント事例集」を作成していますので参考にしてください。しかし、残念ながら、この事例集では、カスタマーハラスメントについて、ほとんど触れられてはいません。埼玉県介護支援専門員の刺殺事件もカスタマーハラスメントが原因とされていますので、今後、厚生労働省からカスタマーハラスメントに関する事例集が出るものと考えています。また、介護保険最新情報Vol.1508で、埼玉県の介護支援専門員の刺殺事件に関し「介護支援専門員等の在宅介護従事者の安全確保」について触れていますので、参考にしてください。 また、「カスタマーハラスメント 事例」で検索すると、介護現場に拘わらず様々な事例がありますので参考にしてください。 ちなみに、カスタマーハラスメントに対応する法律としては、この度改正された労働施策総合推進法があります。 「カスタマーハラスメントの対応」については集団指導（第2回）で労働施策総合推進法の視点で書いています。こちらも参考にしてください。
9	訪問介護	介護職員の人材確保・定着が喫緊の課題であり、その解決策についてのアドバイスをいただきました。 今回、「高齢者施設向け感染症対策」研修動画の紹介があったが、「虐待」、「身体拘束」、「事故防止」などで10分程度の研修動画を紹介いただきたい。	研修動画について、行政側も自治体間の情報・紹介以外では、ネット検索等で情報収集しています。今回の感染症対策動画も自治体間の連絡で知ることができました。 運営指導において、「有効な研修動画コンテンツはネット上にあるため、それを活用している」と言われる法人・施設・事業所は一定数あります。 例えば「高齢者虐待 研修動画」で検索すると、コンサルティング系の会社や自治体が作成した動画を見つけることができます。 貴所におかれましても、ネット検索等により信ぴょう性の高い研修動画で、貴事業所の現状や実態に即したものを選ばれ、活用されてはどうでしょうか。
10	介護老人福祉施設	研修動画を感染症だけでなく、別の動画もあげてほしい。	研修動画について、行政側も自治体間の情報・紹介以外では、ネット検索等で情報収集しています。今回の感染症対策動画も自治体間の連絡で知ることができました。 運営指導において、「有効な研修動画コンテンツはネット上にあるため、それを活用している」と言われる法人・施設・事業所は一定数あります。 例えば「高齢者虐待 研修動画」で検索すると、コンサルティング系の会社や自治体が作成した動画を見つけることができます。 貴所におかれましても、ネット検索等により信ぴょう性の高い研修動画で、貴事業所の現状や実態に即したものを選ばれ、活用されてはどうでしょうか。
11	通所介護	身体拘束、高齢者虐待防止法に関する進捗状況、実例、解決策、対応策について グレーゾーンあるのか。	「進捗状況」とは具体的に何かが分かりかねますが、身体拘束の適正化については厚生労働省老健局作成の「介護施設・事業所で働く方々への身体拘束廃止・防止の手引き」（令和7年3月版）が、高齢者虐待防止については同じく厚生労働省老健局作成の「高齢者虐待の実態把握等のための調査研究資料（令和8年3月版）などが有効な資料ではないでしょうか。（すべて検索して閲覧できます） 実例や解決策・対応策は、個人情報の保護の観点がありますので詳細を突き詰めることはできないかもしれませんが、前述の資料などは、やはり有効ではないでしょうか。 身体拘束の適正化や高齢者虐待防止にグレーゾーンを設けるということは、「本来NGとされるべきものが、いつの間にかOKとなっている」といった危険につながることから、一般的にはグレーゾーンはないと考えます。 また、グレーゾーンが起きない（発生しない）ことを前提に、各事業者（法人・施設・事業所）で指針が作成されて、それに基づいた研修や実践が行われているものと考えています。 大切なことのひとつとして、「身体拘束」については「本人の生命・健康や財産等を守るためには『緊急やむを得ない三要素』を適用したうえでは、身体拘束をせざるを得ない状況は発生し得る」ものですし、「高齢者虐待」は「絶対にあってはならない」ものです。 これらを踏まえ、適切に対応をしてください。

連番	質問・相談をされたサービスの種別	質問・相談	回答
12	小規模多機能型居宅介護	各種委員会における議事録の内容。必須項目や記載していなければいけない事由などの委員会ごとのテンプレートがあると助かる。	各種会議や委員会の議事録等を作成のための様式は、施設・事業所内での供覧や稟議の方法・職員の情報共有の方法が異なること、各施設・事業所の構造（組織構造だけでなく物理的な構造）の違いがある（例えば「感染症予防・防止」「防災訓練」などが考えられます）こと、会議や委員会の開催スキーム（例えば外部から招く人の有無や委員構成などが考えられます）も異なることなどから、それぞれの施設・事業所の実態に応じたものをご用意いただきたいと考えます。 一方で、事故報告書については、「消費者安全法」や「社会福祉施設等の利用に係る消費者事故等の通知について」の観点から、保険者への報告様式（現行の様式は令和3年度に定められたもの）は厚生労働省で定められていますので、それをご使用ください（集団指導（第2回）でも触れています。）。一方で、事故発生時の内部の報告書については、施設・事業所が行われる対応スキームはそれぞれ異なるため、上述の通り各施設・事業所でご用意いただきたいと考えます。（事故の再発防止や利用者ケアは必ず必要です。組織や職員がそれらの実施状況や結果が分かる有効な様式を各施設・事業所でご用意ください。）
13	介護老人福祉施設	次期介護保険法の改定に伴う松江市の対応・方向性等（特に特例施設介護サービス）が知りたい。	「次期介護保険法の改定」とは令和9年4月からの介護報酬改定のことと考えますが、サービスごとの方向性の議論は令和8年5月25日の給付費分科会から始まり、現時点では「現状と課題及び論点」が提示されたばかりです。それに加え、まだ全てのサービスについて給付費分科会で前述の提示が行われてはいません。前回（令和6年4月）の介護報酬改定では報酬告示やそれに伴う基準省令の議論は令和5年8月もしくは9月から行われていますので、今回の介護報酬改定についても同様の時期（令和8年8月～9月頃）から、徐々に報酬や基準の概要が分かってくると考えています。最終的な報酬告示・基準省令のリリースは、令和9年2月～3月と考えていますが、可能な限り情報提供をしたいと考えています。 また、質問にあります「特例施設介護サービス」とは、特定施設入居者生活介護の指定を受けていない住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の入居者への在宅系介護サービスのことではないかと推測します。これについても令和8年6月29日の介護保険部会で「社会福祉法の改正」の中で議論が始まったばかりですので、これから議論が活発化するものと考えています。上述同様、可能な限り情報提供をしたいと考えています。
14	居宅介護支援	サ高住（以下「施設」と表記）に入居者のサービス利用について、施設によって、本人の希望したサービスの利用ができない（仕方がない部分の理解もできる）。区分支給限度額内がほとんどヘルパー利用等でいっぱいになってしまうところに本人の意向（リハビリを増やしたい等）が入らないことに困っている。	質問の「施設」とは、その直前の質問から「サービス付き高齢者向け住宅（住宅型有料老人ホームを含む）」のことと推測します。 サービス付き高齢者向け住宅や住宅型有料老人ホーム（以下「住宅型有料老人ホーム等」と記す）の入居者への在宅系介護サービスについては、いわゆる「抱え込み」を是正するための方法の一つとして、これまでケアプラン点検が実施されてきました。 また、令和8年6月29日の厚生労働省介護保険部会では社会福祉法の改正議論の中でも取り上げられ、令和9年4月の介護報酬改定に合わせて、住宅型有料老人ホーム等の介護サービスについては、「特例施設サービス」として今後も議論が進むものと考えています。 介護保険料と給付のバランスや介護サービス利用者の平等性などの観点から、また前述の内容などから、この度の介護報酬改定に合わせて区分支給限度額が変わることは考えにくいですし、現時点では厚生労働省給付費分科会・同介護保険部会で議論はされていないと認識しています。 一方で、地域包括ケアの視点や介護・医療連携の視点などから、幅広く社会資源を活かした利用者ケアが必要とされています。 ケアマネージャーの皆様の苦労はお察しいたしますが、現行制度の中で、ご対応いただくことも重要なことではないかと考えます。
15	居宅介護支援	ケアマネ殺害事件を受けて、職員の安全対策について知りたい。	埼玉県介護支援専門員の刺殺事件はカスタマーハラスメントが原因とされています。介護保険最新情報Vol.1508で、埼玉県介護支援専門員の刺殺事件に関し「介護支援専門員等の在宅介護従事者の安全確保について」で触れられていますので、参考にしてください。 カスタマーハラスメントに対応する法律としては、この度改正された労働施策総合推進法があります。 「カスタマーハラスメントの対応」については集団指導（第2回）で労働施策総合推進法の視点で書いていますので、こちらも参考にしてください。 集団指導（第2回）では、「職員の安全確保」という視点より、改正された労働施策総合推進法で事業主に対して義務化（努力義務化）された内容を履行することの重要性について書いています。 加えて、義務化された内容を履行し、カスタマーハラスメントに対して法人として毅然とした態度で臨むことが職員の安全保持の一助となるものと考えています。

連番	質問・相談をされたサービスの種別	質問・相談	回答
16	訪問看護	感染についての動画が施設内研修で使用できないか、検討中である。 日々の業務が詰まっていて、手の回らない状態だが、他の事業所等では、どういう対応しているか知りたい。	運営指導等を介しての状況ですが、基準で定められた研修は全ての施設・事業所において、一通りできていると考えてます。 どうしても、参加できない職員へは「研修後に書類を供覧する」対応や、最初から「アーカイブ視聴が可能な研修動画を利用している」などの工夫はあるようです。 報酬改定の度に職員研修の量は増え、その基本となる指針等の作成も複雑化しています。また、それぞれの施設・事業所で、職員数、配置時間・勤務時間、会議室の大きさといった様々な違いがあり、「この方法なら、より確実な研修ができる」といったことは一概には言えないものと考えます。一部の職員で方法を考えるのではなく、法人全体として検討されることが重要ではないでしょうか。
17	訪問介護	今後、外国人を受け入れる場合の手順や手続きなどについて、必須の研修の動画（コモンズ島根のような）があると助かる。 全職員が一堂に集まって研修を行うのは困難であり、個々でも見られる者が良い。	外国人の受け入れに関しては「介護人材」をテーマとした何かの機会（集団指導ではないかもしれませんが）に取り上げたいと考えています。 研修動画について、行政側も自治体間の情報・紹介以外では、ネット検索等で情報収集しています。今回のしまねCOMMONSの感染症対策動画も自治体間の連絡で知ることができました。 運営指導において、「有効な研修動画コンテンツはネット上にあるため、それを活用している」と言われる法人・施設・事業所は一定数あります。 例えば「高齢者虐待 研修動画」で検索すると、コンサルティング系の会社や自治体が作成した動画を見つけることができます。 貴所におかれましても、ネット検索等により信ぴょう性の高い研修動画で、貴事業所の現状や実態に即したものを選ばれ、職員の勤務実態に応じて研修を実施されてはどうでしょうか。 また、運営指導等を介しての状況ですが、基準で定められた研修は全ての施設・事業所において、一通りできていると考えてます。 どうしても、参加できない職員へは「研修後に書類を供覧する」対応や、最初から「アーカイブ視聴が可能な研修動画を利用している」などの工夫はあるようです。 報酬改定の度に職員研修の量は増え、その基本となる指針等の作成も複雑化しています。また、それぞれの施設・事業所で、職員数、配置時間・勤務時間、会議室の大きさといった様々な違いがあり、「この方法なら、より確実な研修ができる」といったことは一概には言えないものと考えます。一部の職員で方法を考えるのではなく、法人全体として検討されることが重要ではないでしょうか。
18	訪問看護	訪問看護の変更点や、訪問看護が絡む気を付けておくべきこと等（主に今回は処遇改善加算のことになると考えている）を取り上げていただけないか。	令和8年6月の介護報酬改定のうち介護職員等処遇改善加算に関する内容は、「令和7年度集団指導（第2回）」「令和8年度集団指導（第2回）」で取り上げています。それぞれホームページに掲載していますので参考にしてください。 また、令和8年4月の診療報酬改定の際に、診療報酬と介護報酬が同様の取扱いとされることになった「DtoPwithN」についても「令和8年度集団指導（第2回）」で解説していますので参考にしてください。
19	居宅介護支援	新設の特定地域サービス、特定地域居宅サービスについて 松江市の場合を知りたい。	令和8年4月3日に、令和9年4月に改正（見込み）される介護保険法に「過疎地の介護体制を維持するため特定地域サービスを盛り込む」ことが閣議決定されました。「特例地域サービス」では『人員配置基準の緩和』『訪問介護への定額（包括）報酬の導入』などが盛り込まれると予想されますし、「特定地域居宅サービス」では給付に代えて地域支援事業費（委託）での事業実施などが予想されますが、令和8年6月29日に開催されました厚生労働省介護給付費分科会においては、「今回の制度改革を踏まえた、中山間・人口減少地域のサービス提供体制に係る事項や、高齢者住まいに対するサービス提供の在り方に係る事項については、別途の回で議論いただくことを想定」とされています。 また、令和8年6月29日までに開催された介護給付費分科会や介護保険部会においても、前述の閣議決定について具体的な内容は示されていないものと考えています。 これらにより、現時点にお伝えできる具体的な内容はありますが、今後の給付費分科会や介護保険部会の内容を注視し、可能な限り集団指導等を介して周知いたします。

連番	質問・相談をされたサービスの種別	質問・相談	回答
20	介護老人福祉施設	義務付けられている法定研修の参考となる資料（虐待防止や事故防止研修など）があると助かる。	研修動画も含めた研修資料について、行政側も自治体間の情報・紹介以外では、ネット検索等で情報収集しています。今回の感染症対策動画も自治体間の連絡で知ることができました。 運営指導において、「有効な研修動画コンテンツはネット上にあるため、それを活用している」と言われる法人・施設・事業所は一定数あります。例えば「高齢者虐待 研修動画」で検索すると、コンサルティング系の会社や自治体が作成した動画を見つけることができます。 研修動画以外の資料についても同様ではないでしょうか。 ネット検索等により信ぴょう性の高い研修動画や資料で、貴施設の現状や実態に即したものを選ばれ、職員の勤務実態に応じて研修を実施されてはどうでしょうか。 また、運営指導等を介しての状況ですが、基準で定められた研修は全ての施設・事業所において、一通りできていると考えてます。 どうしても、参加できない職員へは「研修後に書類を供覧する」対応や、最初から「アーカイブ視聴が可能な研修動画を利用している」などの工夫はあるようです。 報酬改定の度に職員研修の量は増え、その基本となる指針等の作成も複雑化しています。また、それぞれの施設・事業所で、職員数、配置時間・勤務時間、会議室の大きさといった様々な違いがあり、「この方法なら、より確実な研修ができる」といったことは一概には言えないものと考えます。一部の職員で方法を考えるのではなく、法人全体として検討されることが重要ではないでしょうか。
21	居宅介護支援	過去の運営指導における「典型的な指導事例」、「運営指導の観点から『最低限保存すべき記録』や『省略・統合しても差し支えない記録』等の記録についての考え方」が知りたい。	「典型的な指導事例について」は令和7年松江市介護事業者集団指導（第2回）の「03 運営指導を通して気付いた事項」で取り上げておりますので参考にしてください。また、令和8年度の運営指導を通して気付いた事項については、令和8年度の最終の集団指導で取り上げる予定としています。 「『最低限保存すべき記録』や『省略・統合しても差し支えない記録』等の記録についての考え方」ですが、「これが正解」というものではありません。記録用紙（フォーマット）、記録方法（電子なのか紙なのか）など、それぞれの施設・事業所（もしくは法人）の実態や運営状況、職員の閲覧方法などを考慮してご検討ください。ただし、基準省令において作成や保存が義務付けられている事項やそれぞれの内容については必ず記録され保存をしておいてください。その際、複数の事項を統合して記録に残されることは可能だと考えます。そうした場合、その記録を残された『統合様式』の中で、「個別の事項が基準省令に準ずる部分は、どこにどのように記載されているか」、「後ほど第3者や職員、行政がそれらを理解できるか」といった工夫は必要があることをご承知ください。
22	居宅介護支援	BCPについて、例えば自然災害発生時に訪問中だった際、サービス提供者は利用者・本人の安全を確認・確保した上で避難所への避難を希望された場合、サービス提供者が連れて行く方が良いのか？連れて行く方法は？避難所の場所は利用者が分かっているのか？高齢者夫婦の場合、利用者以外の方も対応するのか？民生委員の方等の支援がある場合、それを利用者が理解しているのか？	質問の内容はＢＣＰというより、「災害発生時の個別避難計画」のほうが近いかもしれません。 ご承知のように、ＢＣＰにしても個別避難計画にしても、「これが正解」というものではありません。 故に、計画には書かれていない事象・事案に対し複数の選択肢が思いつくといった『対応力』『応用力』のスキルを上げたり、それに順応して力を発揮できる『行動力』を磨くことが大切ではないでしょうか。 また、避難訓練等を介して、地域の方と顔なじみになっておくといったことも、高齢者などの生活弱者を救う大切なポイントの一つではないでしょうか。 なお、ＢＣＰとは「業務継続計画」で、災害後、事業をどのように再興させて、経営を続けていくための計画です。これに対し「個別避難計画」とは、高齢者や障がい者などの生活弱者の日常生活を鑑み、災害時に対象者の安全をいかに確保できるかを考えておく計画であることを申し添えます。（ちなみに、個別避難計画の担当部局は健康福祉総務課です。）
23	訪問介護	処遇改善について知りたい。	令和８年６月の介護報酬改定に基づく介護職員等処遇改善加算については、「令和７年度松江市介護事業者集団指導（第２回）」と「令和８年度松江市介護事業者集団指導（第２回）」でも取り上げています。 ご一読いただき、ご不明な点があれば、通常の質問票を活用してご質問をいただければ助かります。

連番	質問・相談をされたサービスの種別	質問・相談	回答
24	認知症対応型居宅介護	防災関係の動画があると良い。 新しい加算が増えるなかで、具体的に必要な書類内容を知りたい。	研修動画も含めた研修資料について、行政側も自治体間の情報・紹介以外では、ネット検索等で情報収集しています。今回の感染症対策動画も自治体間の連絡で知ることができました。 運営指導において、「有効な研修動画コンテンツはネット上にあるため、それを活用している」と言われる法人・施設・事業所は一定数あります。 例えば「防災研修動画」で検索すると、国交省や内閣府の他、県外の自治体が作成した動画を見つけることができます。 ネット検索等により信ぴょう性の高い研修動画で、貴事業所の現状や実態に即したものを選ばれ、職員の勤務形態などを考慮して研修を実施されてはどうか。 令和9年4月の介護報酬改定に向けて、令和8年5月25日から個別のサービスごとの「現状と課題」についての議論が、厚生労働省介護給付費分科会でこれまで4回行われています。前回の介護報酬改定（令和6年4月）と同様のスケジュール感ですと、9月ころから具体的な新加算や報酬改定・基準改定の議論が行われ、最終的には令和9年2月最終週～3月10日ころに新たな報酬告示及びその留意事項通知、これらに伴う基準省令及びその解釈通知がリリースされます。 可能な限り、情報収集をして集団指導を介してお知らせする予定としています。
25	訪問看護	届出様式をはじめ、書類がもう少し簡素化されるとありがたい。 常勤換算の一覧表で専従や兼務などの区別の仕方や、計算方法について解説して欲しい。	令和6年4月の介護報酬改定の際に、「電子申請・届出システム」の運用に向けた方針が示されました。これにより、それまで一部自治体独自のものがありましたが、令和6年4月の報酬改定から全国統一様式として整理されました。松江市においても、令和6年4月の報酬改定時に、この全国統一様式を松江市ホームページに掲載しています。 現在でも届出様式が多い印象はありますが、令和6年4月に関わり整理が進んだと考えています。また電子申請届出システムを上手に活用すると、届出書（鏡文にあたる書類）や付表の作成が容易に作成できるようになったと考えております。（「令和8年度松江市介護事業者集団指導（第2回）」でも解説していますのでご覧ください。） 事業所が行う申請等書類（新規申請や変更届や加算届など、事業所が行うことが定められている書類で、「居宅届」といった本来利用者自らが行うものを便宜的に事業所が代行して行っている書類を除く）の大多数は、介護保険法施行規則、基準省令及びその解釈通知、報酬告示及びその解釈通知で定められているものでありますので、現行の方法をご理解ください。 勤務形態一覧表の解説は、第3回集団指導以降で取り上げたいと考えています。
26	通所介護	個別機能訓練加算における機能訓練指導員で、看護職員が兼務した場合の時間数など最低人員配置基準を確認したい。	通所介護（地域密着型通所介護）の個別機能訓練加算は、令和3年4月の報酬改定で最初の改定があり、その後、令和3年4月の改定をさらに見直す形で、令和6年4月の改定で現行の算定要件が示されています。 一般的な算定要件を確認されるなら、報酬告示及び報酬告示の留意事項通知以外では、次に掲載のものが有効です。 厚生労働省HP「介護報酬」>令和6年度介護報酬改定について>「令和6年介護報酬改定における改定事項について」 中の「3.（3）⑦ 通所介護、地域密着型通所介護における個別機能訓練加算の人員配置要件の緩和及び評価の見直し①及び②」 また、令和6年4月介護報酬改定に関するQ&A（Vol.1）（令和6年3月15日）問53～問58も、通所介護（地域密着型通所介護）の個別機能訓練加算について、職員の配置の視点でQ & Aが発出されていますのでご一読ください。 これらをご一読されたうえでの個別案件があれば、通常の質問票でのご質問をしていただきますようお願いいたします。
27	居宅介護支援	感染症について今年度の傾向を教えて欲しい。	島根県の感染症情報は「島根県感染症情報センター」を検索していただくと、感染症毎、保健所単位毎などの情報が見れますのでご活用ください。 なお感染症（病）に係る所管部署は、島根県健康福祉部薬事衛生課、島根県保健環境科学研究所、松江保健所薬事・感染症対策課などです。

連番	質問・相談をされたサービスの種別	質問・相談	回答
28	通所リハビリテーション	災害時のBCPについて、業務継続や避難方法、訓練などの詳細な対応策を知りたい。	「業務継続計画の策定等（ＢＣＰの策定等）」に「これが正解」というものではありません。 そのため、業務継続（計画）や避難方法、訓練などの「詳細な対応策」にも正解があるわけではありません。 故に、計画には書かれていない事象・事案に対し複数の選択肢が思いつくといった『対応力』『応用力』のスキルを上げてたり、それに順応して力を発揮できる『行動力』を磨くことが大切ではないでしょうか。 介護保険課事業所管理係が集団指導を介して令和５年度から行っている「業務継続計画策定研修」や「ＢＣＰシミュレーション訓練」などは、これらの『対応力』『応用力』『行動力』のスキルアップに目的に、行政コンテンツとして実施しているものです。 引き続き、本年度も集団指導で「業務継続計画の策定等」を取り上げる予定ですので、ご参加ください。 事業所や運営法人ごとに、例えば立地、職員の配置・勤務体制、運営状況・運営方針は異なります。このことから、各事業所自ら、平時よりそれぞれの事業所にあった対応策を、当方が提供するコンテンツ以外でご検討いただくことも大切だと考えます。
29	特定施設入居者生活介護	施設内研修で使える動画等を考えたときに、15分程度の内容の物をご案内頂きたい。	研修動画について、行政側も自治体間の情報・紹介以外では、ネット検索等で情報収集しています。今回の感染症対策動画も自治体間の連絡で知ることができました。 運営指導において、「有効な研修動画コンテンツはネット上にあるため、それを活用している」と言われる法人・施設・事業所は一定数あります。 例えば「高齢者虐待 研修動画」で検索すると、コンサルティング系の会社や自治体が作成した動画、「防災研修動画」で検索すると、国交省や内閣府の他、県外の自治体が作成した動画を見つけることができます。 貴所におかれましても、ネット検索等により信ぴょう性の高い研修動画で、貴事業所の現状や実態に即したものを選ばれ、活用されてはどうでしょうか。
30	居宅介護支援	事業所による虐待、カスハラなど学べる機会があるとよい。	虐待については、第３回以降の集団指導で取り上げようと考えています。 カスタマーハラスメントについては、現在ホームページに掲載中の集団指導（第２回）でも触れていますのでご一読ください。
31	通所介護	月予定では職員の配置基準を満たしているが、急遽職員の体調不良、家族の不幸等で休みが出た場合、配置基準を満たせなくなる日が発生した場合、その場合も減算対象になるか？	ご質問の内容だけで減算になるか否かは判断しかねます。 令和８年度６月の介護報酬改定により「人員欠如に係る猶予措置」が制度化され、集団指導（第２回）に掲載しています。 具体的には通所介護の場合、看護職員、介護職員の欠如が基準の１割以内なら、従来は欠如が生じた翌々月から欠如が解消するまで人員欠如減算であったものが、もう一月猶予されるというものです。 要件の一つは、「やむを得ない人員欠如」であり、その欠如分を求人しているというものがあります。 ご質問にあるような欠如が対象になるか否かは、まずは集団指導（第２回）と介護保険最新情報Vol.1502（令和8年5月8日）をご一読ください。 そのうえで、ご質問が生じれば、もう少し具体的な内容を記載していただき、通常の質問票をご送信ください。
32	介護老人福祉施設	入居施設や担当ケアマネから、利用者様の負担割合や限度額認定情報、社福軽減情報が分かるシステムがあれば良いと考えるがいかかが？	厚生労働省が進め、令和１０年４月からの本格運用が始まるシステムに「介護情報基盤」があります。このシステムの情報共有機能で、負担割合証と限度額認定証は介護事業者も情報共有ができる仕様となる予定です。 しかし、社福軽減情報については情報共有できる仕様とはなっていません。 介護情報基盤に関する厚生労働省のＨＰは次の通りです。 サイト名：介護情報基盤について ＵＲＬ：https://www.mhlw.go.jp/st/newpage_59231.html
33	居宅介護支援	介護保険の申請でケアマネからの主治医意見書作成依頼が必要か？ 更新申請であれば（主治医２回目以上作成）不要なのではな良いか？	介護保険の申請には主治医意見書が必ず必要となります。 お尋ねの件ですが、松江市では、過去の申し合わせで、市内の医療機関についてはケアマネージャーからかかりつけ医に主治医意見書の作成依頼をしていただくようお願いしています。 お手数ですが、更新申請についても主治医意見書の依頼をお願いします。

連番	質問・相談をされたサービスの種別	質問・相談	回答
34	居宅介護支援	松江市の特徴として、要介護・要支援の認定数やサービス利用料 サービス付高齢者向け住宅と自宅で生活している人の利用料にどのくらい差があるか？	松江市を含めた各保険者の実施する介護保険事業状況については、厚生労働省が取りまとめたものを下記のページにて公表していますのでご確認ください。 なお、「要介護、要支援の認定者数」などの掲載はありますが、「特徴」や「サービス利用料」、「 サービス付き高齢者向け住宅と自宅で生活している人の利用料にどのくらいの差があるか」を直接示するような数値は掲載されておりませんのでご容赦ください。 外部URLリンク： https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/84-1.html （介護保険事業状況報告）
35	福祉用具	福祉用具居ついて ・介護保険における福祉用具貸与・販売で近年注意すべき制度改正はあるか？ ・軽度者への福祉用具について再度しっかりと把握したい。 ・特定福祉用具販売のみを利用する場合、ケアプラン作成やサービス担当者会議はどのような取扱いになるか？（他のサービスを全く使用していない場合）	1点目については、令和6年4月の改正以降の改正はありません。 令和9年4月の報酬改定に合わせて福祉用具に係る制度改正がある場合で注意すべき点があれば、他のサービス同様、集団指導で取り上げる予定です。 2点目については個別案件と考えますので、事案が発生した際に介護保険課給付係にご相談ください。 3点目についての回答は次の通りです。 特定福祉用具販売のみを利用される場合は、ケアプランにそれを記載しないといけないということはありません。 スキーム的には「福祉用具については、レンタルもしくは販売（購入）の説明をし、当該利用者に選んでもらう」ということが基準上・報酬告示上では定められています。この説明は、当該利用者と居宅介護支援事業所との契約がない場合は、特定福祉用具販売事業所がされることが一般的と考えます。 当該利用者と居宅介護支援事業所との契約がある場合、特定福祉用具販売のみであっても、ケアプランに記載されないだけで、担当ケアマネージャーはその情報を知る必要があります。また、当該利用者が居宅介護支援事業所との契約前に特定福祉用具を購入されていた場合に、特定福祉用具販売事業所から購入について情報提供されることはより丁寧な方法と考えますが必須ではありません。状況に応じて判断いただいて構わないものと考えます。

（補足）

- 令和8年度松江市介護事業者集団指導（第1回）のアンケートの中に書かれていたものの中から、介護保険課事業所管理で優先して対応すべきものを抜粋したものです。
- 令和8年7月末日までに対応したものをまとめたものです。対応した順に連番を付していますので、同様の内容が複数回ある場合があります。
- 令和8年松江市介護事業者集団指導（第2回）のアンケートの中でも、介護保険課事業所管理係で優先的に対応したものがありますので、別途掲載します。